

○村中部会長 審議を再開したいと思います。

その他の議事といたしまして事務局から報告がございますので、説明をお願いします。

○岩田課長補佐 事務局の岩田です。

資料は、資料3になります。

私から、農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者について報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

今年4月から、獣医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴いまして、獣医療法施行規則第24条第1項第2号の規定に基づき農林水産大臣の指定する者の認定を受けることで、獣医師の専門性に関する広告が可能となっているところでございます。

また、農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準について、今年3月に通知を発出させていただき、免許部会の委員の皆様にも共有させていただいたところですが、こちら農林水産大臣が指定を行うに当たっての基準ですとか、指定に係る申請手続等に定めて関係者に周知していたところでございます。

今般、以下の機関から指定申請がありまして、書類審査した結果、適当であると認めたため、今後指定する予定ということで進めさせていただいております。

まず申請機関についてですが、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会となっております。

申請内容については、詳しくは後ほど説明させていただきます。

今後の予定につきましては、農林水産大臣の指定する者として、指定の手続を進め、告示を制定するという手続となっております。また、指定後は、獣医事審議会へ改めて報告させていただきます。更に、先ほどの通知の中で、少なくとも年1回、その活動内容を獣医事審議会へ報告することになっておりますので、年1回報告させていただこうと考えております。

2ページ目を御覧ください。

簡単に指定等の基準の概要をお伝えします。

獣医師の専門性に関する広告制限の特例に係る仕組みとしまして、今回、農林水産大臣が指定するのは緑色枠内にある認定要件確認機関の部分になっております。

指定するための要件のポイントとしましては、まず1つ目として、広告可能な専門性に係る名称の検討及び制定をすること、2つ目として、下の青枠に記載の専門性認定団体に

関する専門性認定要件の評価及び認定を行うこと、3つ目として、専門性が付与された獣医師の登録情報の管理とその公表をすることとなっています。

また、この緑枠部分のそれぞれの手続の内容については、第三者が評価できる体制とするという形で通知として発出させていただいているところでございます。

それでは、申請の中身について御紹介させていただきます。

(以下、委員限り資料での説明)

まず、「申請書」という赤タブの12ページを御覧ください。

指定基準に沿った申請書がこのページになりますけれども、「公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会」という機関の名称で提出されました。

13ページから15ページに提出書類の一覧が示されております。13ページから定款、事業概要、財産目録、事業計画、収支の予算書などが添付されておまして、通知に示しているとおり、経理的・技術的要件、獣医療に関する専門的な知識を持っていること、獣医事に関する公益的な活動を長期間、継続的に実施していること、公平性、中立性の高いものであって財政的な安定性を有していることなどが、こういった資料から確認できているところでございます。

本日は、提出された申請書のうち認定事務の手順に関わる部分について説明させていただきたいと思っております。そのほかの部分は定款、役員の略歴といった個人情報になっておりますので、省略させていただきたいと思っております。

「資料7～20」という赤タブがあるページを開いていただきまして、ここから通し番号が1、2、3……と下に付いております。その2ページを御覧いただければと思います。

組織図になりますが、よろしいでしょうか。

日本獣医師会の中に認定・専門獣医師協議会が設置されております。一方、この協議会の規定では、日本獣医師会自体は事務局として協議会の事務、運営データの管理のみを担うものであって、この認定・専門獣医師協議会が委員会の委員の採択、認証について実施する規定となっていて、独立性は保たれているところでございます。

更に、こちらの協議会の委員は、長年獣医師の専門性を認定してきた団体に加えまして獣医学的知識を持った学識経験者を構成メンバーとしています。協議会の委員につきましては、主要な学術団体、学識経験者等から協議会から選任することとなっております。

また、この図にありますように、適切に業務を行うために、認定・専門獣医師協議会の下に名称等を検討する認定・専門獣医師制度検討委員会、専門性認定要件の評価及び認証

を実証する認証評価委員会を設置しております。こちらは各学術団体から認証の申請が上がった場合は、真ん中にあります認証評価委員会でその内容を評価することになります。

実際の認証までのフロー図は、1ページ戻っていただきますが、各専門性を認定している学術団体から評価の申請が上がります。その後、認定獣医師協議会事務局にて受け付けを実施し、認証評価委員会にて、通知に基づいた基準により評価します。その後、認定獣医師協議会本体において認証の可否を決定し、認証可否について各学術団体に通知するという流れになっております。

この間の事務は、申請の提出から6か月以内に実施することと規定されておりまして、また、認証に至らなかった場合には必要に応じて助言を行い、改善や再申請も可能なフローとなっております。

先ほどの組織図、2ページ目を御覧ください。

実際認証された後は、各学術団体から専門性を付与された獣医師に関する情報を認定協議会に送付しまして、協議会内にある認定・専門獣医師データベースに登録され、協議会と各団体において、専門性が付与された獣医師がホームページ等で公表されることになります。

また、認定・専門獣医師の認定分野及び認定プログラムの審査内容など、その一連の協議会の運営状況については、この図の外部評価委員会が置かれております第三者が評価することになっておりまして、獣医師会及び協議会の運営に関わっていない畜産関係団体、学術関係団体、一般消費者団体及び弁護士で構成されております。

具体的なメンバーは、下の通し番号16ページになっております。まだ日本学術会議からのメンバーは決まっていないところがございますが、畜産団体ですとか消費者団体ですとか、そういった形から第三者が評価するような形になっております。

最後ですけれども、この申請機関が告示されたときに広告可能なものとして、今現在、下の通し番号17ページ、18ページに記載されているものが予定されておりまして、7団体15資格となっているところでございます。

以上で認定事務の手順に関わる説明を終わります。

今回、農林水産大臣の指定する者が誕生するところですが、獣医事審議会への報告も含めて、飼育者にとって必要な情報となるよう適切に進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○村中部会長   ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、何か御質問ございますでしょうか。

これは7月中ぐらいには告示されるんですか。

○岩田課長補佐 今、告示の進められているところです。なるべく早く飼育者の皆様に専門性が届けられるようにしたいと考えております。

○村中部会長 分かりました。

何か御質問ありますか。大丈夫ですか。——ありがとうございました。

○岩田課長補佐 ありがとうございました。